

## 暮らし

ご協力ありがとうございます！



### 平成28年経済センサス

#### 一活動調査

調査の結果は、国や地方自治体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。

※結果の公表は、集計が完了したものから総務省などのウェブサイトへの掲載や報告書などで順次行われる予定です。

●問合せ 総務課総務係内348

## 保険・年金



ジェネリック医薬品  
利用差額通知書を送付します

4月に国民健康保険を使って先発医薬品の処方を受けた方を対象に、ジェネリック医薬品利用差額通知書を送付します。

これは、先発医薬品からジェ

臨時福祉給付金の申請を  
忘れずに

平成28年度年金生活者等支  
援臨時福祉給付金の申請期間  
は8月10日(水)までです。対象

となる方でまだ申請していない方は、忘れずに申請してください。

せん。

## 福祉



●問合せ 市民課保険係内125

平成28年4月以前に生まれた方で、平成27年1月1日時点での住民基本台帳に記載されて

いる、平成27年度分の住民税が課税されていない方

が100円以上軽減される場合の軽減額が記載されています。

自身の薬代の節約は医療費全体の節約にもつながります。

使用について不安な点や疑問点があれば、医師や薬剤師に相談してください。

※この通知書はジェネリック医薬品に関するお知らせです。手続きの必要はありません。

せん。

●問合せ 総務課総務係内348

申請時に必要な持ち物 申請書・印鑑・本人確認書類（運転免許証など）

※代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類および印鑑

※郵送の場合は必ず本人確認書類（運転免許証など）の写しを添付してください。

申請期限 8月10日(水)（郵送の場合は当日消印有効）

※期限を過ぎると受けできません。

ません。

申請窓口 市役所東庁舎1階

社会福祉課前／受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分（土・日曜日、祝日を除く）

●問合せ 社会福祉課庶務係内112

平成28年4月以前に生まれた方で、平成27年1月1日時点での住民基本台帳に記載されていない方

が100円以上軽減される場合の軽減額が記載されています。

自身の薬代の節約は医療費全体の節約にもつながります。

使用について不安な点や疑問

点があれば、医師や薬剤師に

相談してください。

せん。

●問合せ 市民課保険係内125

減額認定証とは 医療機関などに減額認定証を提示することにより、同一

月で同一医療機関などの窓口負担が自己負担限度額（※1）まで

に抑える事ができます。

入院時だけでなく、外来診

療についても対象となります。

（※1）自己負担限度額については広報はむら7月1日号で確認してください。

※世帯全員が市民税非課税の被保険者の方で、まだ減額認定証を持っていない方は、

すでに交付されていて、平成28年度も世帯全員が市民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）の有効期限は7月31日(日)となります。

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）の有効期限は7月31日(日)となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の更新は8月1日です

▼支給対象者 昭和27年4月1日以前に生まれた方で、平成27年1月1日時点で羽村市の住民基本台帳に記載されていいる方

が課税されていない方

●問合せ 市民課高齢医療・年金係内138

本人確認書類・マイナンバーの確認書類・印鑑を持参し、申請してください。

●申請先・問合せ 市民課高齢医療・年金係内138

## 子育て



児童扶養手当などの「現況届」の提出を

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受けて

いる方は、必要書類を持参して、次の期間中に提出してください。該当する方には、7月29日(金)までにそれぞれ通知します。

▼受付期間 8月1日(月)～31日(水)(土・日曜日、祝日を除く)

※8月13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)の土・日曜日は受け付けます。

受付時間 午前8時45分～午後5時(午前11時45分～午後1時を除く)／受付場所 市役所2階子育て支援課

●問合せ 子育て支援課支援係内236

本人確認書類・マイナンバーの確認書類・印鑑を持参し、申請してください。

●申請先・問合せ 市民課高齢医療・年金係内138

## ひとり親家庭の就職・転職を応援します！

### 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当を受給している母子・父子の方を対象に仕事への希望や個々の状況などを伺い、一人ひとりに合った自立に向けた支援プログラムを策定します。

「パートから正社員になりたい」「仕事が思うように見つからない」「資格を取って転職したい」など、まずはプログラム策定員（母子・父子自立支援員）に相談してください。

公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、きめ細やかに就労を支援します。

●問合せ 子育て支援課支援係内239

## 健 康

### 受けていますか？予防接種

お母さんからお子さんに受け継がれた病気に対する抵抗力（免疫）は、自然に下がっています。



### 受けていますか？予防接種

お母さんからお子さんに受け継がれた病気に対する抵抗力（免疫）は、自然に下がっています。

お子さんが感染症にかかるないよう、予防接種を受けましょう。

#### 注意

ほかの予防接種を受けるまでの間隔に違いがあります。

一つの予防接種で、時期をずらして複数回接種するものがあります。

予防接種の種類により、接種年齢が異なります。対象年齢を過ぎてしまうと公費（無料）による接種ができません。計画的に、必ず期間内に受けましょう。

詳しく述べ、市公式サイトをご覧いただけ、問い合わせください。

※予診票を紛失した方や転入した方は、母子健康手帳を持参して保健センターまでお越しください。

※詳しくは、市公式サイトを

年齢を過ぎてしまうと公費（無料）による接種ができません。計画的に、必ず期間内に受けましょう。

■四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）	誕生日の前日から3歳の誕生日の前日までのお子さんのうち、過去に水痘（水ぼうそう）にかかったことのない方
○1期初回 生後3か月～7歳5か月の間に3回（各回20日以上の間隔をあけて接種）	○3か月以上の間隔をあけて接種
○1期追加 7歳5か月までに1回（1期初回の3回目接種後1年～1年6か月の間隔をあけて接種）	○1期 1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前日
●MR（麻疹・風疹）	○2期 5～6歳（接種可能な期間のみ）
●日本脳炎	○1期初回 3歳～7歳5か月の間に2回（1回目から2回目は6日以上の間隔をあけて接種）
●二種混合（ジフテリア・破傷風）	○1期追加 7歳5か月までに1回（1期初回の2回目接種後、6か月以上の間隔をあけて接種）
●ボリオ（四種混合を受ける場合は、不要です。）	○1期初回 3か月～7歳5か月の間に3回（各回20日以上の間隔をあけて接種）
●ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン 生後2か月～5歳の誕生日の前日	○1期初回 3か月～7歳5か月の間に3回（各回20日以上の間隔をあけて接種）
●BCG 生後3か月～1歳の誕生日の前日（標準的な接種期間は5～7か月）	○1期追加 7歳5か月までに1回（1期初回の3回目接種後1年～1年6か月の間隔をあけて接種）

■水痘（水ぼうそう） 1歳の誕生日の前日（標準的な接種期間は5～7か月）	○1期初回 3か月～7歳5か月の間に3回（各回20日以上の間隔をあけて接種）
※接種回数・接種間隔は接種開始月齢により異なります。	※2期は9～13歳の誕生日の前日までの間に1回接種します。接種を希望する場合は予診票を渡します。母子健康手帳を持参し、保健センターへお越しください。
●問合せ 保健センター☎556-1111内623	●問合せ 保健センター☎556-1111内623



●日本脳炎の予防接種が控えられていたことにより、接種機会を逃した平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方は、9～13歳の誕生日の前日まで1期・2期ともに公費（無料）で接種できます。
●接種方法は、接種回数により異なります。
●接種方法は、過去に接種した回数により異なります。
●接種方法は、過去に接種した回数により異なります。
●接種方法は、過去に接種した回数により異なります。